

6. 事業者指導等に係る改正介護保険法の円滑な施行について

ア. 地域密着型サービス（グループホーム等）の市町村への移管について

改正介護保険法により地域密着型サービスが創設され、平成18年4月1日に都道府県から指定を受けている事業所については、施行日にその所在地の市町村から（施行日前日に他市町村の被保険者が利用・入所している場合には、当該市町村から）地域密着型サービスの事業所の指定を受けたものとみなすこととなっている。

については、関係都道府県においては、事業所の所在地の市町村等に対して、指定に関する関係書類やこれまでの指導監査の結果等について、遺漏のないよう引き継ぎをお願いしたい。

イ. 地域密着型サービスのみなし指定に伴う調査について

○ 地域密着型サービスについては、「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、新たに運営推進会議の設置や夜間及び深夜の勤務体制の見直しを行うこととしており、みなし指定を受けた事業所については、当該基準を満たしているかどうか確認を行う必要がある。

このため、市町村においては、平成18年4月から6月までの間に、運営推進会議の設置や夜間及び深夜の勤務体制の状況等について調査を行っていただくとともに、基準を満たしていない事業所については、一定の期間内に基準を満たすよう指導していただきたい。

また、都道府県においては、市町村の調査が円滑に進められるよう適宜助言を行うなど協力を願いしたい。

【みなし指定の適用を受ける地域密着型サービス】

- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護（※1、※2）
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護（※1）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（※1）
- ・ 介護予防認知症対応型通所介護
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護（※1、※2）

- ※1 運営推進会議の設置が必要となるもの
- ※2 夜間及び深夜の勤務体制の見直しを行うもの

ウ. 地域密着型サービス事業者に対する市町村指導について

- 平成18年度より市町村において、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）に対する指導及び監査を実施する必要がある。については、「介護保険施設等の指導監査について」（平成12年5月12日老発第479号）を改正し、新たに「別添2 地域密着型サービス事業所等指導指針（案）」を追加する予定であるので、市町村におかれでは、当該指針（案）を参考として、今後の指導及び監査に当たられたい。

なお、都道府県においては、これまで実施してきた指導監査のノウハウ等市町村に対する必要な支援をお願いしたい。

- また、地域密着型サービスのうち、認知症対応型生活介護事業所については、平成16年度に虐待に伴う取消事例があったことを踏まえ、全施設への指導の実施を依頼してきたところであるが、平成17年度末までに指導等が実施されてない事業所については、都道府県と連携し、介護保険法第23条又は第24条に基づく調査や第76条に基づく指導のいずれかにより早急に実施されたい。

更に、認知症対応型生活介護事業所の指導に当たっては、去る1月8日の長崎県下のグループホームの火災発生により7名の入居者が死亡したことに伴い、事業所の防火体制、万一火災が発生した場合の消火・避難通報体制の確保等の防火安全対策がとられているかどうか十分確認願いたい。

エ. 指定居宅サービス事業者等に対する勧告、命令等の取扱いについて

改正介護保険法において、都道府県・市町村は、実地指導等の結果、指定居宅サービス事業者等及び指定地域密着型サービス事業者等が厚生労働省令で定める運営等に関する基準を満たしていない場合は、指定居宅サービス事業者等及び指定地域密着型サービス事業者等に対して「業務改善勧告」、「業務改善命令」、「指定の全部

又はその一部の効力の停止」及び「指定取消」を行うことができることとされたところである。

なお、その運用に当たっては、次のことを参考とされたい。

① 「業務改善勧告」について

「業務改善勧告」は、都道府県・市町村が行った実地指導等の結果、指定居宅サービス事業者等及び指定地域密着型サービス事業者等が、厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たしていなかつたことが確認された場合に、これらの基準等を事業者等が遵守するよう勧告を行うものである。

なお、勧告は機械的に行うのではなく、例えば、人員の不足であれば、欠員の期間、今後の補充の予定等を勘案して行う必要があり、また、設備及び運営基準に従つて適正な事業運営がなされてない場合においても、その改善の可能性、時期等を勘案して勧告するものと考える。

また、勧告をした場合においては、事業者が定められた期間内に勧告の内容に従わなかつた場合には、その旨を公表することができるものである。

② 「業務改善命令」について

「業務改善命令」は、先に都道府県・市町村が行った「業務改善勧告」について、正当な理由がなく、定められた期間内にその勧告に係る措置をとらなかつた場合に勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものである（いわゆる行政処分）。

「業務改善命令」は、行政手続法に規定される不利益処分であり、このため「業務改善命令」を行う際には、原則的には指定居宅サービス事業者等及び指定地域密着型サービス事業者等からの聴聞等の手続きが必要となる。

しかしながら、行政手続法第13条第2項第3号に規定されるように、遵守すべき規範の内容が明らかであり、その違反事実が客観的に確認されるものなど、相手方に意見を述べる機会を与える実益がないような場合には、その弁明手続を執らなくてよいこととされていることから、客観的に基準違反が明確な場合には

省略できる場合もあると考えている。

また、都道府県等は、「業務改善命令」を行った場合は、その旨を公示することとされているが、公示に当たっては、特に利用者や居宅介護支援事業者等の関係者にその内容が周知されるよう配慮願いたい。

③ 「指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止」

改正介護保険法において、指定事業者の指定の取消要件等が定められているが、その要件に該当する場合は、指定の取消し、その指定の全部又は一部の効力を停止することができるとしている。

この行政処分としての「業務改善命令」を受けた指定居宅サービス事業者等及び指定地域密着型サービス事業者等が、正当な理由なく定められた期間内に「業務改善命令」の内容に従わなかった場合は、指定の取消し等の要件である「この法律に基づく命令に違反したとき」に該当するとして、指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるとしている。

オ. 指定取り消し事業者に対する介護報酬の返還について

平成12年度から平成16年度までの5年間に313事業所の指定取り消しが行われており、そのうち245事業所については保険者において介護報酬の返還請求を行っているところであるが、その返還額は約4割となっている。

については、保険者に対しては次により介護報酬の不正請求に伴う返納金の適正な債権管理を行うよう周知方をお願いしたい。

○ 保険者の返納金債権の適正な管理について

介護報酬の不正請求に伴う返納金については、指定取消を受けた事業者が指定期日までにその納付すべき金額を納付しないときは、その督促を行う等適正な債権管理をお願いしたい。。

なお、当分の間、保険者における指定取消を受けた事業者に対する返納金の納

付（債権管理）状況を各年度末時点で把握することとしたので、別途お示しする様式により報告方をお願いしたい。

○ 国保連による指定取消事業者に対する介護報酬支払いの留保について

保険者の申し出による国保連の事業者に対する介護報酬の支払いの留保は現在でも一定の場合に可能となっているが、今後においては、都道府県、関係保険者及び国保連の連携により、事業所の指定取消と同時に国保連の介護報酬の支払いを留保するなど適切な対応を図られたい。

カ. その他

○ 勧告、命令等の実施状況の報告について

これまで、指定居宅サービス事業者等が指定取消処分等を受けた場合には、各都道府県から国に対して情報提供をお願いしてきたところである。

改正介護保険法の施行後は、指定居宅サービス事業者等及び指定地域密着型サービス事業者等に対して、勧告、命令、指定の停止、指定取消の行政処分等が行われることとなるが、国としては、指定居宅サービス事業者等及び指定地域密着型サービス事業者等の不正等の状況を迅速に把握し、今後の指導監査のあり方の参考にしたいと考えているので、勧告、命令等の実施状況についても情報提供をお願いしたい。なお、報告様式については、別途事務連絡で送付させていただく予定であるので、ご了知願いたい。

指定取消処分のあった介護保険事業所の内訳

平成12年4月から 平成 17 年 12 月累計
作成 介護保険指導室

【指定取消状況による分類】

	件数	都道府県数	事業者数	事業所数	施設数
A 指定取消処分が行われたケース	213	41	211	305	20
1 不正請求や指定基準違反により指定取消処分が行われたケース	202	41	200	293	19
2 実態がなく、指定取消処分が行われたケース	11	6	11	12	1
B 指定取消を前提に聴聞通知書を発出後、廃止届が提出されたケース	20	11	22	34	2
C その他、指定取消に相当する事例として公表したケース	1	1	1	1	0
平成12年4月から 合計 平成 17 年 12 月	234	41	232	340	22

※ 一つの事業者が区分をまたがって指定取消をされているため、「事業者数」欄において各項目の単純な積み上げと合計が一致していません。

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

サービス種別	法人種別					合計	
	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	その他		
サービス種別	訪問介護	113	14		6	1	134
	訪問入浴介護	4	1				5
	訪問看護	7		2	1	2	12
	訪問リハビリテーション					2	2
	居宅療養管理指導			3		4	7
	通所介護	17	5	1	2		25
	通所リハビリテーション			3	3	4	10
	短期入所生活介護				3		3
	短期入所療養介護			3	4		7
	認知症対応型共同生活介護	8	3				11
	特定施設入所者生活介護	2			1		3
	福祉用具貸与	17					17
	居宅介護支援	66	17	7	13	1	104
	介護老人福祉施設						0
	介護老人保健施設						0
	介護療養型医療施設			17		5	22
合計		234	40	36	33	19	362

指定取消処分のあった介護保険事業所の年度別内訳

平成12年4月から

平成17年12月まで

作成 介護保険指導室

【都道府県別による分類(事業所数)】

		平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	合計
1	北海道	0	3	11	7	4	11	36
2	青森県	0	0	0	2	0	0	2
3	岩手県	0	0	0	0	2	1	3
4	宮城県	0	0	2	0	8	1	11
5	秋田県	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	0	0	0	0	2	0	2
7	福島県	1	0	0	0	6	1	8
8	茨城県	0	0	0	3	0	2	5
9	栃木県	1	0	3	4	2	1	11
10	群馬県	0	1	4	3	2	0	10
11	埼玉県	0	6	2	0	0	0	8
12	千葉県	0	0	1	0	6	0	7
13	東京都	0	3	4	3	5	2	17
14	神奈川県	0	0	1	0	1	1	3
15	新潟県	0	3	0	0	0	0	3
16	富山県	0	0	2	0	0	0	2
17	石川県	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	0	0	0	0	2	4	6
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	0	0	0	4	0	0	4
21	岐阜県	0	0	3	3	3	0	9
22	静岡県	0	0	3	0	1	1	5
23	愛知県	0	0	3	1	2	0	6
24	三重県	0	4	0	1	0	0	5
25	滋賀県	0	0	1	3	7	0	11
26	京都府	0	3	30	12	1	2	48
27	大阪府	1	2	10	5	9	1	28
28	兵庫県	0	1	2	0	1	1	5
29	奈良県	0	0	2	1	0	0	3
30	和歌山県	1	1	0	3	0	0	5
31	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0
32	島根県	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	0	0	0	0	2	2	4
34	広島県	0	0	0	6	0	0	6
35	山口県	0	0	2	0	0	0	2
36	徳島県	0	0	0	1	1	1	3
37	香川県	0	0	2	2	0	5	9
38	愛媛県	0	0	0	0	2	2	4
39	高知県	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	0	0	0	20	3	4	27
41	佐賀県	0	0	0	1	0	2	3
42	長崎県	0	3	0	1	0	1	5
43	熊本県	1	0	1	1	1	0	4
44	大分県	0	0	0	0	5	0	5
45	宮崎県	2	0	1	3	0	2	8
46	鹿児島県	0	0	0	13	2	1	16
47	沖縄県	0	0	0	2	1	0	3
合計	平成12年4月から 平成17年12月まで	7	30	90	105	81	49	362

訪問介護事業所、居宅介護支援事業所の主な取消事由等（17年12月分まで）

◎訪問介護事業所の主な取消等事由（重複該当あり）

不正の内容	具体例	該当数
架空、時間や回数の水増しによるサービス提供		73
無資格者によるサービス提供	無資格者が有資格者の名義を借りサービスを提供	37
虚偽の指定申請	勤務予定のないヘルパーを申請書に記載して指定を受けた	36
人員基準違反	サービス提供責任者が不在など	34
同居家族に対するサービス提供	利用者とヘルパーが同居家族であり、同居家族であるヘルパーが他のヘルパーの名義を使い請求	18
対象外サービスの提供	移送中の時間をサービス提供時間として請求	14
利用者負担の免除	利用者が支払うべき1割相当額を徴収していなかった	13
3級ヘルパーによるサービス提供	作為的に減算適用せずに請求	3
ケアマネ事業所に対する金銭供与	事業所の利用を斡旋依頼し金品を供与した	1

◎居宅介護支援事業所の主な取消等事由（重複該当あり）

不正の内容	具体例	該当数
無資格者によるケアプラン作成	ケアマネの名義を使い無資格者がケアプランを作成	49
架空、不適切なケアプランの作成	ヘルパー事業所等の架空請求を帮助するために架空のケアプランを作成していた	39
虚偽の指定申請	勤務予定のないケアマネの名前を借りて申請した	29
アセスメント、給付管理が未実施もしくは不適切	ヘルパー事業所等のサービス提供実績に基づき後付けで、ケアプラン・給付管理表を作成	14
人員基準違反	常勤のケアマネが不在など	23
要介護認定調査における無資格者の訪問調査	ケアマネでない者が訪問調査を実施していた	4
ヘルパー事業所からの金銭授受	ヘルパー事業所から紹介料的な金銭を受領した	1

指定取消事業者に対する介護給付費の返還について

平成12年度～平成16年度

○年度別の返還請求額及びその返還額

	指定取消 事業所数 (ヶ所)	返還対象 事業所数 (ヶ所)	返還請求額 (百万円)	返還額 (百万円)	未済額 (百万円)	備考
平成12年度	7	5	30	30	0	
平成13年度	30	25	227	134	93	
平成14年度	90	68	1,741	515	1,226	
平成15年度	105	84	1,464	521	943	
平成16年度	81	63	783	304	479	
計	313	245	4,245	1,504	2,741	

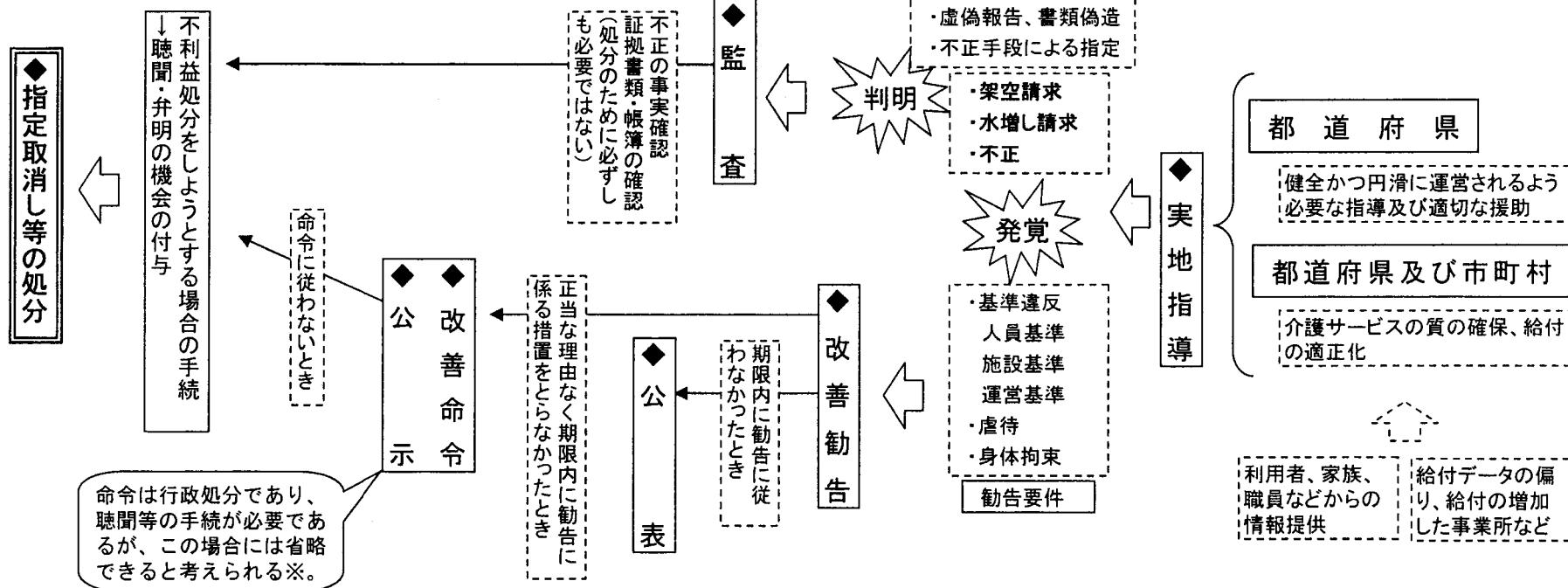
注) 平成17年11月1日現在

都道府県の指導監査に伴う介護報酬の返還額発生状況(平成16年度中確定分)

サービス別内容内訳(平成16年度確定分)

介護保険施設等の区分	返還額(加算額含まず)		加算額	
1.指定訪問介護事業所	事業所数 返還額	550 事業所 1,026,050 千円	事業所数 加算額	19 事業所 170,479 千円
2.指定訪問入浴介護事業所	事業所数 返還額	13 事業所 19,407 千円	事業所数 加算額	0 事業所 0 千円
3.指定訪問看護事業所	事業所数 返還額	83 事業所 169,156 千円	事業所数 加算額	3 事業所 26,140 千円
4.指定訪問リハビリテーション事業所	事業所数 返還額	1 事業所 619 千円	事業所数 加算額	0 事業所 0 千円
5.指定居宅療養管理指導事業所	事業所数 返還額	7 事業所 9,899 千円	事業所数 加算額	1 事業所 782 千円
6.指定通所介護事業所	事業所数 返還額	434 事業所 552,883 千円	事業所数 加算額	8 事業所 11,888 千円
7.指定通所リハビリテーション事業所	事業所数 返還額	211 事業所 405,345 千円	事業所数 加算額	2 事業所 4,111 千円
8.指定短期入所生活介護事業所	事業所数 返還額	54 事業所 74,749 千円	事業所数 加算額	0 事業所 0 千円
9.指定短期入所療養介護事業所	事業所数 返還額	34 事業所 53,895 千円	事業所数 加算額	3 事業所 4,769 千円
10.指定認知症対応型共同生活介護事業所	事業所数 返還額	286 事業所 150,333 千円	事業所数 加算額	0 事業所 0 千円
11.指定特定施設入所者生活介護事業所	事業所数 返還額	16 事業所 42,744 千円	事業所数 加算額	0 事業所 0 千円
12.指定福祉用具貸与事業所	事業所数 返還額	20 事業所 37,791 千円	事業所数 加算額	3 事業所 5,167 千円
13.指定居宅介護支援事業所	事業所数 返還額	1713 事業所 920,313 千円	事業所数 加算額	23 事業所 64,795 千円
14.指定介護老人福祉施設	事業所数 返還額	321 事業所 1,140,638 千円	事業所数 加算額	2 事業所 12,302 千円
15.介護老人保健施設	事業所数 返還額	215 事業所 2,225,720 千円	事業所数 加算額	7 事業所 274,949 千円
16.指定介護療養型医療施設	事業所数 返還額	239 事業所 655,487 千円	事業所数 加算額	1 事業所 17,925 千円
合計	事業所数 返還額	4197 事業所 7,485,028 千円	事業所数 加算額	72 事業所 593,308 千円

改正後の指導、監査、行政処分について



(指定の取消し) 法第七十七条第九項 この法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき	(公示) 法第七十六条の二第四項 命令した場合の措置	(改善命令) 法第七十六条の二第三項 正當な理由なく勧告に係る措置をとらなかつたときの対応	(公表) 第七十六条の二第二項 期限内に勧告に従わなかつた場合の対応	(改善勧告) 第七十六条第一項 基準を遵守するよう勧告	(実地指導) 第七十六条第一項 立ち入り調査・帳簿書類などの物件を検査、職員への質問	(帳簿書類の提示等) 都道府県による調査	(文書の提出等) 市町村による調査	介護保険法 (例 居宅サービス) 第五条第二項 必要な助言および適切な援助
--	----------------------------------	---	--	-----------------------------------	--	-------------------------	----------------------	--

第13条第1項
不利益処分をしようとする場合には、(中略)意見陳述のための手続を取らなければならない。

第13条第2項第3号
※ 遵守すべき事項が明確にされている場合においては、意見陳述のための手続を省略できる。

不利益処分に該当する
不利益処分にはあたらない

第32条第1項
行政指導(=勧告)の内容はあくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるもので強制力はない。

別添2

地域密着型サービス事業所等指導指針（案）

第1 目的

この指導指針は、厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村長が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、法第23条又は第78条の6、第115条の15若しくは第115条の24の規定による質問など及びそれに基づく措置として、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付費等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 年 月厚生労働省令第 号）、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 年 月厚生労働省令第 号）及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 年 月厚生労働省令第 号）（以下「指定基準」という。）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 年 月厚生労働省告 示第 号）、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 年 月厚生労働省告示第 号）、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 年 月厚生労働省告示第 号）、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 年 月厚生労働省告示第 号）、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成12年2月厚生省告示第22号）等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第3 指導形態等

指導形態は次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、市町村が指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

2 書面指導

書面指導は、市町村が指導の対象となるサービス事業者等から書面の提出を受けた上で、一定の場所で面談方式により行う。

ただし、事前に提出された書面を確認した結果、面談の必要がないと判断した場合は、面談を省略することができるものとする。

3 実地指導

実地指導は、市町村が次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

(1) 市町村が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

(2) 厚生労働省及び市町村が合同で行うもの（(3)に掲げるものを除く。以下「合同指導」）

(3) 厚生労働省及び市町村が合同で行うものであって、都道府県圏を超える全国的に影響の大きいと考えられる活動を行うサービス事業者等又は特に重点指導を必要とするサービス事業者等について行うもの（以下「特別合同指導」という。）

第4 指導対象の選定

指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準を標準として対象の選定を行う。

なお、選定にあたっては、利用者、保険者からの情報のみならず、国民健康保険団体連合会介護給付費適正化システムによる情報を確認すること。

(1) 集団指導の選定基準

ア 新たに介護給付等サービスを開始したサービス事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ 実地指導及び書面指導の対象外とされたサービス事業者等の中から、前年度における実地指導の結果を踏まえ、引き続き実地指導の必要はないが、継続的には指導の必要があるサービス事業者等を選定して実施する。

(2) 書面指導の選定基準

ア 実地指導の対象外となるサービス事業者等の中から、前年度における実地指導の結果を踏まえ、引き続き実地指導の必要はないが、継続的には指導の必要があるサービス事業者等を選定して実施する。

イ 集団指導の対象となるサービス事業者等であって、前年度一度も集団指導に出席していないサービス事業者等を対象に実施する。

(3) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

- (ア) サービス事業者等のうち、前々年度において集団指導又は書面指導の対象になった事業者を対象に実施する。
- (イ) 内部告発、利用者及びその家族などから情報提供を受けて、必要と認められるサービス事業者等に対して実施する。
- (ウ) 介護保険法に規定される勧告、命令を受け期日までに改善を求められたサービス事業者等を対象に実施する。
- (エ) その他特に市町村が一般指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。
- (オ) 前年度の指導監査の結果を踏まえ、実地指導の必要がないと判断した場合は、他の指導方法に切り替えて差し支えない。

イ 合同指導

- (ア) 複数の市町村で指定を受けているサービス事業者等を対象に実施する。
- (イ) その他特に合同指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

ウ 特別合同指導

- (ア) 全国的に広範囲で活動を行うサービス事業者等を対象に実施する。
- (イ) その他特に特別合同指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

(4) 都道府県及び他の市町村との連携による実地指導の省略

サービス事業者等に対し、都道府県及び他の市町村が一般指導等を行った結果、特に問題が認められなかったサービス事業者等については、市町村による当該年度における実地指導は省略して差し支えないものとする。

第5 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導通知

市町村は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

2 書面指導

(1) 指導通知

市町村は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ書面指導の日時、場所、出席者、提出書類等を文書により該当サービス事業者等に通知する。

(2) 指導の方法

書面指導は、別紙「主眼事項・着眼点」に基づき、提出書類等を確認しつつ、個別に面談して行う。

ただし、事前に提出された書面を確認した結果、面談の必要がないと判断した場合は、面談を省略することができる。

(3) 指導結果の通知等

指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(4) 改善報告書の提出

市町村は、当該サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

3 実地指導

(1) 市町村は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、指導の当日に通知を行うことができるものとする。

- ① 実地指導の根拠規定及び目的
- ② 実地指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

(3) 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(4) 改善報告書の提出

市町村は、当該サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

第6 指導後の措置等

1 書面指導

- (1) 書面指導の結果、特に行政指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。
- (2) 書面指導において法に規定する勧告、命令を受けたサービス事業者等であって、その改善内容に従わなかった場合は、必要な行政処分を実施する。

2 実地指導

- (1) 実地指導の結果、特に行政指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。
- (2) 実地指導の結果、軽微な指摘はあるが、概ね適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、行政指導を実施する。
- (3) 実地指導の結果、基準違反が確認された場合は、介護保険法に規定する勧告を実施する。なお、実地指導の結果、勧告した事項について定められた期間内に改善内容に従わなかったサービス事業者等は、法に規定する命令を実施する。
- (4) 実地指導の結果、命令した事項について定められた期間内に改善内容に従わなかったサービス事業者等については、必要な行政処分を実施する。

(5) 監査

実地指導の結果、「介護保険施設等監査指針」に定める選定基準に該当すると判断した場合は、後日、速やかに監査を行う。

なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合は、実地指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

3 指定基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定取消等ができる事由

- ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために指定基準に違反したとき
 - イ 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの提供に際して、利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者若しくは居宅介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な指定基準違反があったとき

第7 指導の拒否への対応

- 1 正当な理由がなく書面指導を拒否した場合は、指定取消等処分を行う。
- 2 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、指定取消等処分を行う。

第8 その他

- 1 市町村は、指導結果の通知、勧告及び命令をおこなった場合は、その内容についてサービス事業者等の事業活動区域に該当する他の市町村（保険者）への情報提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。
- 2 市町村は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省老健局総務課に報告を行う。